

自治体のカラーマンホール制作・設置にかかる助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 一般財団法人都市技術センター（以下、「センター」という。）は、大阪府及び大阪府内の市町村（以下、「自治体」という。）が2025大阪・関西万博の機運醸成等のため行うカラーマンホールの制作・設置（以下、「制作等」という。）に対して、センタ一定款第4条（1）に定める下水道に関する啓発、宣伝普及事業の一環として、助成金交付による支援を行うこととし、この要綱を定める。

(助成対象範囲)

第2条 助成金の交付対象は、自治体が万博ロゴを使ったカラーマンホールの制作等に要する費用とする。

(助成金の額等)

第3条 1自治体につき、カラーマンホール1個の制作等にかかる費用の2分の1（上限10万円まで）とする。

(助成金交付手続)

第4条 助成金交付手続は次によるものとする。

- 一 自治体は、助成金の交付を受けようとするときは、「カラーマンホール制作・設置助成金交付申請書」をセンターに提出する。
- 二 センターは、自治体から提出のあった助成金交付申請書について審査し、助成金交付の決定をしたときは、当該自治体に対して交付を決定した旨を通知する。
- 三 自治体は制作等が完了した時は「事業完了届」及び「助成金請求書」をセンターに提出する。
- 四 センターは、自治体から提出のあった助成金請求書に基づき、所定の支払先に助成金額を支払うものとする。

(助成金交付期限)

第5条 助成金の交付はこの要綱の施行日から2025(令和7)年3月末日までとする。

(附 則)

この要綱は2022(令和4)年10月3日から施行する。